第十三条第一号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第二号中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

（農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第十七条　農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年農林水産省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「法」を「国家戦略特別区域法（以下「法」という。）」に改め、同条を第一条とする。

第三条第二項中「第三条の」を「第一条の」に改め、「農地法施行規則」の下に「（昭和二十七年農林省令第七十九号）」を加え、同条を第二条とする。

（旧農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第十八条　独立行政法人農業者年金基金法施行規則附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令附則第十五条の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則（平成十三年農林水産省令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第五号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第七号中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に改め、同条第九号中「第六条第二項第三号」を「第二条第二項第三号」に改める。

（農林水産省組織規則の一部改正）

第十九条　農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「、農事組合法人及び農業協同組合中央会」を「及び農事組合法人」に改め、同項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とする。

第五十条第二項第一号及び第三号中「、農事組合法人及び農業協同組合中央会」を「及び農事組合法人」に改める。

第百六十四条第二十四号中「及び都道府県農業会議」を削り、同条第二十九号を削る。

第百九十三条第四号中「及び都道府県農業会議」を削る。

第百九十四条第九号を削る。

第百九十六条第二項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

附則第三項中「附則第二条第二項」を「附則第二条第二項及び第三項」に、「という。）並びに」を「という。）、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会（第五項において「存続中央会」という。）の業務及び会計の検査並びに」に、「協同組合等検査及び」を「協同組合等検査、存続中央会の業務及び会計の検査並びに」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（農業倉庫業法施行規則の廃止に伴う経過措置）

第二条　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第四十六条第一項に規定する旧農業倉庫業者等については、同項に規定する適用日の前日までの間は、第一条の規定による廃止前の農業倉庫業法施行規則の規定は、なおその効力を有する。

（野菜生産出荷安定法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　存続中央会（改正法附則第十条に規定する存続中央会をいう。）に対する第四条の規定による改正後の野菜生産出荷安定法施行規則第三条の規定の適用については、同条中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び当該野菜指定産地の区域をその地区の一部とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号。第二号において「改正法」という。）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会」と、同条第二号中「及び農業協同組合連合会」とあるのは「、農業協同組合連合会及び改正法附則第十条に規定する存続中央会」とする。

（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　存続全国中央会（改正法附則第二十一条に規定する存続全国中央会をいう。）に対する第十二条の規定による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定の適用については、同条中「農事組合法人」とあるのは、「農事組合法人、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第二十一条に規定する存続全国中央会」とする。

○農林水産省令第七号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項第四号、第三条第三項第三号及び第六項並びに第六条第一項並びに農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第一条の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（使用人）

第七条　法第二条第三項第四号の農林水産省令で定める使用人は、その法人の使用人であつて、当該法人の行う農業（同項第一号に規定する農業をいう。次条、第九条、第十一条第一項第六号ホ、チ及びリ、第五十九条第七号、第十号及び第十一号並びに付録第一及び付録第二において同じ。）に関する権限及び責任を有する者とする。

第八条中「以下同じ。）」の下に「又は使用人（同項第四号に規定する使用人をいう。以下同じ。）」を加え、「（同項第一号に規定する農業をいう。次条、第十一条第一項第六号ホ及びチ、第五十九条第七号及び第十号並びに付録第一及び付録第二において同じ。）」を削る。

第十一条第一項第六号チ中「及び農作業」を削り、同号に次のように加える。

リ　農地所有適格法人の理事等又は使用人のうち、その農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業に従事する者の役職名及び氏名並びにその農地所有適格法人の行う農業及び農作業）への従事状況（その者が使用人である場合には、その農地所有適格法人の行う農業及び農作業）への従事状況及び権利の取得後における従事計画

第十一条第一項第十二号ロ中「業務を執行する役員」を「業務執行役員等（法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。第十九条第一項第六号において同じ。）」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

（使用人）

第十八条の二　法第三条第三項第三号の農林水産省令で定める使用人は、その法人の使用人であつて、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者とする。

第十九条第一項第六号中「業務を執行する役員」を「業務執行役員等」に改める。

第五十九条第十号中「及び農作業」を削り、同条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　農地所有適格法人の理事等又は使用人のうち、その農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業に従事する者の役職名及び氏名並びにその農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業（その者が使用人である場合には、その農地所有適格法人の行う農業及び農作業）への従事状況

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○農林水産省・国土交通省令第二号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の十三第四項において準用する倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第十二条、農業協同組合法第九十七条第十二号及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十六条の二第十二号の規定に基づき、並びに農業協同組合法第十一条の十三第一項、同条第四項において準用する倉庫業法第二十二条及び第二十七条第二項並びに森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第十五条（同法第百九条第一項において準用する場合を含む。）の規定を実施するため、水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令及び水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可の取消しに係る聴聞手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

国土交通大臣　石井　啓一